

民法四二四條二項の「財産権を目的としない法律行為」の意味について

工藤 祐巖

- 一 問題提起
- 二 フランス法
- 三 民法四二四條二項の趣旨
- 四 結びに代えて

一 問題提起

民法四二四條二項の「財産権を目的としない法律行為」とは、何を意味するのか。文言それ自体や詐害行為取消権の責任財産保全という制度趣旨に照らせば、責任財産の減少をもたらさない法律行為は詐害行為取消権の対象とはならないという意味であろうと推測される。しかし、そうだとすると、責任財産の減少をファクターとする詐害行為の客観的要件と重複し、わざわざ二項を規定する必要はないのではないかとの疑問が生じる。

学説は、二項の趣旨に債務者の自己決定権を保護する意義を認める。¹⁾しかし、この点についても、「財産権を

目的と」するかしないかが債務者の自己決定権とどのようにかかわるのか、そのような趣旨なら、なぜ、四二三条一項但書きの「一身に専属する権利」と異なった言葉を用いたのか等々、様々な疑問が生じる。その意味の不透明さゆえ、財産分与が財産権を目的としない法律行為にあたるかなどという、文言上は極めてナンセンスな議論がされている。

本稿は、「財産権を目的としない法律行為」という言葉本来の意味を明らかにするために、母法たるフランス法が、詐害行為取消権行使の対象となる法律行為の範囲を画する枠組みについて、いかなる議論を展開してきたかを考察の対象とする。その考察を踏まえて、ボワソナードや現行民法起草者がこの言葉にいかなる意味を付与しようとしたのかを推測してみたい。

二 フランス法

1 一九世紀註釈学派

(1) 一一六七条

四二四条二項が規定された立法者意思を明らかにする手がかりとして、まず、時代的にボワソナードに影響を与えた可能性がある一九世紀註釈学派を検討の対象とする。この時代のフランス民法学説は、詐害行為取消の対象となる行為の範囲を定める規範について、いかなる議論をしていたのか。

それに先立ち、詐害行為取消権にかかわるフランス民法典の規定を概観する。フランス民法は、一一六五条から一一六七条において、次のように定めている。

一一六五条「合意は、合意の当事者間においてのみ、効力を有する。合意は、第三者を害することはなく、一一二一条に定められた場合を除いて、第三者に利益を与えることもない。」

一一六六条「前条の規定にかかわらず、債権者は、債務者の一身に専属する権利を除いて、債務者のすべての権利および訴権を行使することができる。」

一一六七条「また、債権者は、その個人的な名において、債権者の権利を詐害してなされた債務者の行為を攻撃することができる。」

前項の規定にかかわらず、『相続について』の章と『婚姻契約および夫婦財産制について』の章に定められた権利については、債権者は、それらの章に定められた規定に従わなければならない。」

一一六六条は、わが国の債権者代位権を定め、一一六七条は、詐害行為取消権を定めている。これらの規定は、一一六七条二項が立法当初は『婚姻契約および夫婦それぞれの権利について』であったのが一九六五年に『婚姻契約および夫婦財産制について』と改められた点を除けば、改正されていない。

一一六六条は、代位行使の対象となる権利について、わが国の民法四二三条同様、債務者の一身専属権の例外を定めている。しかし、一一六七条は、「債権者の権利を詐害してなされた債務者の行為」を詐害行為取消権行使の対象として一般的に定めるのみで、わが国の民法四二四条二項に相当する例外規定を有していない。「債権者が家族の安寧を乱すべきではない」という理由で婚姻や相続に関して特則によるべきことを定めた一一六七条二項は、詐害行為取消の対象となる行為の範囲についての例外規定とはいえない。フランス民法起草者がその特

則の具体例として示した八八二条は、共同相続人の債権者が分割への参加を申し出ることができるとした上で、その申出を無視してなされた分割のみを詐害行為として取り消すことができるとしている。⁽³⁾要件を加重した運用方法の特則ではあるものの、必ずしも詐害行為取消の対象を限定する規定とはいえない。一一六七条二項は、相続や婚姻にかかわる行為について一般的に詐害行為取消を禁じるものではなく、八八二条のような運用方法の特則に従うべきことを定めているにすぎない。結局、フランス民法には、詐害行為取消の対象となる行為を限定する規定はない。それでは、詐害行為取消の対象となる行為の範囲について、いかなる解釈上の議論がされてきたのか。

(2) 詐害行為取消権と一身専属権

まず、注目されるのは、債権者代位権行使の対象を限定するものとして規定された一一六六条の一身専属権を、詐害行為取消権行使の対象の例外の規範として準用する見解が通説的地位を占めていたことである。オーブリー⁽⁴⁾は、債務者の一身専属権のように債権者による行使が禁じられている権利の行使については、詐害行為取消権の行使が認められないと述べている。⁽⁵⁾詐害行為取消権が、債務者のすべての財産に対して民法旧二〇九二条（現行二二八四条）が債権者に付与した一般担保権を保全する制度であるからという理由である。忘恩行為による贈与の撤回権とその放棄などが、具体例としてあげられている。ドゥモロンブも、債権者代位権と詐害行為取消権の機能的関連性から、債権者代位権についての一身専属権が詐害行為取消権行使の対象についての例外を構成するとする。⁽⁶⁾コルメ・ド・サンテールも、債権者代位権と詐害行為取消権がともに責任財産保全という共通の制度趣旨を有することから、債権者代位権の行使の対象とならない権利は、詐害行為取消権行使の対象とならな

いと述べている。⁽⁷⁾ ムールロンも、特に理由は述べていないものの、詐害行為取消権においても一身専属権は適用が除外されるとする。⁽⁸⁾ また、ボードリー・ラカンチヌリも、詐害行為取消権においても、債務者の一身専属権は取消の対象とならないとする。⁽⁹⁾ 債権者代位権を行使できる権利でなければ、詐害行為取消権の行使を認めても、逸失財産を債務者の資産に回復することができず、責任財産保全の目的を達することができないという理由である。

これらの学説の中で、債権者代位権と詐害行為取消権に同じ例外規範が適用されるべきだとする見解と、詐害行為取消権は一身専属権を取り消すことができないとする見解は、同義である。ここでの一身専属権は、いわば広義の一身専属権であり、債権者代位権行使の対象とならない権利をすべて包含するからである。たとえば、後者の立場であるドゥモロンブは、一身専属権の内容について、二つのものを含むとする。⁽¹⁰⁾ なお、かかる類型化は、後述するように、今日のフランスでも一般的である。第一は、債務者の資産としての財産的価値を有しない権利（*Les droits, qui ne font point partie du patrimoine du débiteur, et qui ne sont pas in bonis*）。第二は、債務者の資産としての財産的価値を有するものの、譲渡・差押えができない権利。第三は、別産制請求権、精神的損害に対する損害賠償請求権、忘恩行為による贈与の撤回を求める権利、夫婦間の贈与の撤回を求める権利等、債務者の資産としての財産的価値を有するものの、債務者の自由な意思に基づいて行使されるべき権利である。本稿では、便宜上、この最後の権利を「狭義の一身専属権」とよぶこととする。

第一は、通常、「非財産的権利に関する行為（*les actes relatifs à des droits extrapatrimoniaux*）」と呼ばれているものに相当する（なお、「非財産的権利」という言葉は、後述するように、主に身分行為を念頭に置いて用いられる。）。債務者の資産に含まれない権利、すなわち、債権者の一般担保権に含まれない権利を代位行使したところで、債

務者の責任財産を保全することにはならない。したがって、債権者代位権の行使の対象とならない。かかる権利に関する法律行為を詐害行為として取り消すことができるかについては、そもそもこのような行為は責任財産の減少をもたらさないから、債権者に損害が生じることはなく、詐害行為の要件を満たさない。仮に行使を認めたとところで、責任財産保全の効果を生じるはずもなく、行使を認めることは無意味である。責任財産を構成しない権利が対象から排除されるのは、責任財産保全制度に必然的なことであり、債権者代位権と詐害行為取消権に共通する。この点については、第二の譲渡・差押えができない権利も、責任財産を構成しない点で第一と同様である。かくして、「非財産的権利に関する行為」を詐害行為として取り消すことができないとする見解は、責任財産を構成しない権利に関する行為は詐害行為取消の対象とならないという基本理念から導かれるものであった。

また、「非財産的権利に関する行為」を詐害行為取消の対象から除外することは、実際上問題になるのが離婚・認知・養子縁組といった身分行為であることから、債務者の自己決定権や家族の安寧に対する配慮を保護する機能を有する。広義の一身専属権に位置付けられている所以である。もともと、かかる配慮は、責任財産の減少をもたらさないが故に、その限度で保護される。この点において、責任財産の減少をもたらすにもかかわらず同様の配慮を保護する機能を有する次の狭義の一身専属権とは、役割を分担することになる。

第三の狭義の一身専属権も取り消すことができないとする論拠は、必ずしも明快とはいえない。債務者の自己決定権等を保護する要請が強い権利であるとはいえ、一応債務者の資産に財産的価値を有するのであるから、取り消すことができない積極的な根拠が求められるところ、二つの制度の機能的連関でそれ説明できるかは疑問である。詐害行為取消権の効果についてわが国の形成権説の立場に立つときは、逸失財産回復のためには債権者代位権を行使しなければならぬので、本来の一身専属権についての法律行為を取り消したところで逸失財産を回

復することはできず、そうであるならば、このような詐害行為取消権を認める意味もない。この場合は、確かに、債権者代位権と詐害行為取消権の機能的連関が取消権行使を否定するといえる。しかし、一身専属権の詐害行為取消を否定する論者がよって立つ効果論は、わが国の形成権説的な立場のものは少なく、多くは詐害行為取消権を自己完結的な責任財産保全制度としてとらえている。その場合、機能的連関がどのように作用するのかの説明が求められよう。

このように、註釈学派は、一身専属権を取り消すことができないと解することによって、「非財産的権利に関する行為」は詐害行為取消の対象とならないという枠組みと、狭義の一身専属権は詐害行為取消の対象とならないという枠組と、二つの枠組みを有していたといえる。前者の枠組みは責任財産を減少させない限りで債務者の自己決定権等を保護したのに対して、後者の枠組みは、たとえ責任財産を減少させる行為であっても、一定の権利については債務者の自己決定権等を保護する役割を果たし得た。

詐害行為取消の可否が具体的に論じられた例としては、三八二条が未成年者の親に与えた用益権たる法定収益権の放棄があげられている。一八歳未満（現在は三八四条が改正されて一六歳未満）の未成年者の父または母は、未成年者の財産から生じる賃料などの収益を処分する権限が与えられており、まず子の扶養・教育・財産維持に用いて残余があれば父母の所得となる。父母が債権者を詐害してこの用益権を放棄した場合、詐害行為になりうるかが問題とされた。

この問題についてのこの時代の議論は、概ね一致している。父母がその用益権自体を直接放棄した場合には、詐害行為になり得るとされる。これに対して、父母が親権解放（*emancipation*）を介して間接的に用益権を放棄した場合には、親権解放自体を詐害行為として取り消すことはできないと解されている。⁽¹³⁾ 親権解放は、それ自体、

身分行為であり、「非財産的権利に関する行為」に該当するからである。

ドウモロンブは、上記の結論を一般化して、債務者の行為が金銭的利益にかかわる場合であっても、その利益が身分の問題に従属して生じるときには、詐害行為取消権を行使できないと論じている。その観点から、自然子の認知、嫡出子の届け出、および、別居のような人の身分にかかわる行為が詐害的に形成され、そこから間接的に金銭的利益を生じている場合にも詐害行為にならないと解し、現実には損害が生じているか否かを重視するラロンビエールの見解を批判している。⁽¹⁴⁾この論争は、一身専属権は取消の対象とならないという枠組みと、後述する取消の対象は資産減少行為に限られるという枠組みとの射程距離の違いを示しているように思われる。

(3) 資産減少行為に限られるか

この時代、責任財産の減少をもたらさない行為を取り消すことができないという基本理念に関連して、詐害行為取消の対象となる行為が、債務者の資産を減少させる行為に限られるのか、債務者の資産を減少させる行為のみならず、債務者の資産を増大させない行為をも含むのが議論された。⁽¹⁵⁾もともと、この議論は、ローマ法と異なり、フランス民法が明文の規定で詐害行為取消の対象とした相続放棄を、⁽¹⁶⁾債務者の資産を減少させる行為として位置づけるのか、単に債務者の資産を増大させない行為として位置づけるのかという、説明の仕方の問題という側面を有していた。

オーブリーローは、取消の対象を債務者の資産を減少させる行為に限定していたローマ法と異なり、フランス法においては、⁽¹⁷⁾債務者の資産を増大させない行為も取消の対象に含まれるとする。⁽¹⁸⁾フランス民法旧二〇九二条（現行二二八四条）および旧二〇九三条（現行二二八五条）⁽¹⁹⁾が定める一般担保権、すなわち責任財産は、債務者

の現在の財産のみならず、債務者の将来の財産も含まれるからだという理由である。単に資産の増大を妨げる行為も、債務者の将来の財産という責任財産を減少させると構成する。相続放棄も、その理由で詐害行為になり得ると説明する。ドゥモロンブも、オーブリー・ローの責任財産の考え方は否定しつつも、取消の対象を債務者の資産を減少させる行為に必ずしも限定しない⁽¹⁹⁾。債務者の資産の増大を怠る行為であることすら、常に必要なのではないという。債務者の行為は、債務者のすべての財産に対して債権者が有する一般担保権を害する目的と結果を有しさえすれば、債権者を詐害する行為にあたるといえるからだとする。もつとも、その具体例としてあげているのは、不動産の時価売却である。ドゥモロンブは、責任財産を構成しない権利に関する行為は詐害行為取消の対象とならないという基本理念は重視しており、ここでの記述は、理論的に微妙な問題を念頭に置いてのものと思われる。

これに対し、ムールロン、マルカデ、ラロンビエール、ローランら多くの見解は、債務者が新たな財産の取得を怠っているだけでは、債権者が詐害されたとはいえないとして、債務者の資産を増大させない行為を取消の対象に含めることに反対する⁽²⁰⁾。責任財産を構成しない権利に関する行為は詐害行為取消の対象とならないとの基本理念を重視するものといえる。この立場も、相続放棄の取消を認める。しかし、相続放棄を債務者の資産を減少させる行為とみる。ローマ法と異なり、フランス法ではすべての相続が被相続人の死亡によって完全に効力を生じるからである。

資産減少行為でなければ取り消すことができないとの枠組みは、「非財産的権利に関する行為」を取り消すことができないとの枠組み同様、責任財産の減少をもたらない行為を取り消すことができないという基本理念の現れである。しかし、後者が債務者の自己決定権等を保護することが予定されているのに対し、前者は、(少な

くとも直接的には)かかる保護を意図するものではない。前述したように、それ自体は債務者の責任財産を減少させない「非財産的権利に関する行為」が、結果として債権者に損害を生じる場合にも「資産減少行為」に該当すると解するならば、二つの枠組みは、その機能を異にすることになる。

2 その後のフランス法の展開

(1) 非財産的権利に関する行為

今日においても、原則として、すべての法律行為が詐害行為取消権の対象とされている。有償行為であれ無償行為であれ、単独行為であれ片務契約であれ、権利を放棄もしくは消滅させる行為であれ、財産権を移転させる行為であれ新たな権利を構成させる行為であれ、個人的行為であれ共同行為であれ、債務を発生させる行為であれ既に存在する権利もしくは財産の移転を目的とする行為であれ、法律行為の種類は問わない。

この原則に対し、金銭的利益を有しない「非財産的権利に関する行為」が詐害行為取消権の対象とならないことを明言する有力説がある。⁽²⁾ 註釈学派における通説のように一身専属権規定を詐害行為取消権に準用する立場は、広義の一身専属権利が「非財産的権利」を含むことから、当然に、「非財産的権利に関する行為」が詐害行為取消権の対象とならないとの枠組みを有することになる。現在でも、マゾーがこの立場である。しかし、テレシムレルケットのよう、一身専属権規定の詐害行為取消権への準用に否定的立場をとりつつ、「非財産的権利に関する行為」が詐害行為取消権の対象とならないとの枠組みを主張する見解があり、注目される。もつとも、この枠組みは、一身専属権にかかわる問題であると同時に、責任財産を構成しない権利に関する行為を取り消す

ことはできないという制度趣旨の論理的帰結でもあるから、一身専属権法理の詐害行為取消権への準用の可否にかかわらずに認められたとしても、不思議ではない。

「非財産的権利」は、責任財産の減少をもたらさない権利一般を意味するというよりは、實際上、身分行為を意味することが多い。⁽²²⁾ 広義の一身専属権に位置付けられて、債権者代位権の行使の対象から除外されるこの権利は、単に責任財産の減少をもたらさないというだけではなく、「その権利行使が債務者自らの意思決定に委ねられている（*l'exercice de ces actions est abandonné à la décision souveraine du débiteur*）」⁽²³⁾ 点に特徴を有する。テレシムレールケットも、「非財産的権利に関する行為」を詐害行為として取り消すことができない理由は、かかる行為が詐害行為取消権によって保全される一般担保権に影響しないことよりも、かかる行為の成立が主として精神的・人格的考慮によって決定されるべきであり、債権者に不当に干渉されるべきでないことに求める方が良いと指摘している。⁽²⁴⁾ かくして、「非財産的権利に関する行為」を詐害行為として取り消すことができないという枠組みは、責任財産を構成しない権利に関する行為は詐害行為取消の対象とならないという基本理念から導かれるものの、債務者の自己決定権等を保護する意義を有している。

「非財産的権利に関する行為」に該当するものとしては、婚姻、離婚、認知、養子縁組、嫡出否認の訴えなどがあげられる。なお、差押えできない権利が債権者代位権の対象とならないのと同様、詐害行為取消権の対象とならないことに異論はない。

もっとも、近時は、「非財産的権利に関する行為」という言葉を用いない著作が多い。このような著作は、詐害行為取消の対象が「資産減少行為（*les actes d'appauvrissement*）」⁽²⁵⁾に限られると論じる。⁽²⁶⁾ このような言い方は、すでに註釈学派の時代に、詐害行為取消の対象となる行為が、債務者の資産を減少させる行為に限られるのか、

債務者の資産を減少させる行為のみならず、債務者の資産を増大させない行為をも含むのかという議論においてなされていた。この議論については、今日も、資産を減少させる行為に限られるという見解が通説である。⁽²⁷⁾

この枠組みも、責任財産を構成しない権利に関する行為は詐害行為取消の対象とならないという基本理念から導かれる。そこで、この枠組みと「非財産的権利に関する行為」の枠組みとの異同が問題となる。すなわち、「非資産減少行為」が「非財産的権利に関する行為」と同義なのか否かが問題となる。

「非財産的権利」は、一種の一身専属権である。これに対し、「資産減少行為」に該当しない行為が必ずしも一身専属権に位置付けられるわけではない。実際、「資産減少行為」の議論において、身分行為の問題を論じるものも見当たらない。微妙な問題であり、なお検討を要するものの、一身専属権法理の詐害行為取消権への準用を否定する見解に限れば（後述するように、近時有力な立場である）、「資産減少行為」の枠組みは、「非財産的権利に関する行為」の枠組みとは異なり、債務者の自己決定権保護を目的とするものではないということができよう。前述したように、「非財産的権利に関する行為」が結果として債権者に損害を生じる場合に、取消を認めるか否かの結論に違いが出てくる。

(2) 一身専属権

註釈学派の時代は、一身専属権が詐害行為取消権の対象とならないとする見解が有力であった。現在においても、かかる有力な見解は存する。⁽²⁸⁾しかし、体系書・教科書レベルでみるかぎり、このような考え方を否定する見解の方が優勢である。⁽²⁹⁾

一身専属権の取消を否定する見解は、註釈学派におけると同様に、債権者代位権と詐害行為取消権が責任財産

保全制度としての機能的関連性を有していることを根拠とする。もとより、一身専属権概念の有する債務者の自己決定権への配慮を重視する趣旨であろう。なお、一九八八年四月一九日の破棄院民事第一部判決が、この立場に立つものとして引用されている。この判決は、夫婦の一方の債権者が夫婦間の贈与の撤回（revocation）を一一六六条および一一六七条に基づいて求めた事案について、「夫婦間の贈与の撤回は、一身専属権であり、このことから、債務者に代わって債権者が行使することはできない。」と述べた。Revocationの語が「撤回」も「詐害行為取消」も意味することから微妙とはいえ、判決文の表現からは、債権者代位権の行使のみを問題として、債権者代位権の行使のみを否定したようにもよめる。一身専属権が詐害行為取消権の対象ならないことを明確に認めたものといえるかは疑問である。

これに対し、一身専属権法理の詐害行為取消権への準用を否定し、一身専属権の取消を肯定する見解は、詐害行為取消権が前提とする債務者の詐害（fraude）が債権者代位権が前提とする債務者の権利不行使という怠慢よりも非難に値するので、詐害行為取消権による債権者保護の必要性は、債権者代位権による債権者保護の必要性よりも大きく、債権者代位権の排除を正当化する精神的・人格的配慮の必要性を上回ると考えられることに根拠を求めている。また、フランス民法典が一一六六条の一身専属権であっても一一六七条の適用を排除していないと解されることも根拠として主張する⁽³¹⁾。例えば、一四四六条は、「夫または妻の債権者は、別産制を求めることはできない。」と定める。ところが、一四四七条二項は、「別産制が債権者の権利を詐害して定められたときは、債権者は、民事訴訟法に定められた要件に従い、判決取消の訴えの手段を求めることができる。」と定めている。前者は、債権者代位権の行使を禁じた規定で、別産制を求める権利が一身専属権であることを意味するとされる。これに対し、後者は、詐害行為取消権の行使を明文で認めた規定とされる。判決取消の訴え（herce opposition）（新

民事訴訟法五八二条以下）は、詐害行為取消権の一態様と理解されているからである。また、一三九七条が定める夫婦財産制の変更は、一定の要件のもと、家族の利益に基づく正当な利益がある場合に、夫婦自らによってなされなければならない一身専属権と解されているところ、同条九項は、「異議を申し立てなかつた債権者は、夫婦財産制の変更が債権者の権利を詐害してなされたときは、一一六七条の要件に従い、夫婦財産制の変更を攻撃することができる。」と定め、一定の要件のもと、詐害行為取消権の行使を認めている。

この問題について註釈学派の時代と現在とでは学説の状況が変化したことの影響には、一九〇二年の破棄院民事部判決⁽³²⁾の存在がある。この判決は、妻（当時は制限行為能力者とされていた）が用益権の遺贈を放棄すること、に夫が同意（*autisation maritale*）したところ、夫の債権者が、夫の同意はその遺贈の利益が夫婦の共通財産に帰属することを妨げるためになされた詐害行為にあたるとしてその取消を求めた事実で、債権者の主張を認めた。その際、夫の同意権自体は一身専属権であるとしても、そのことから、夫の債権者を詐害するとの非難を免れるものではないと判示した。

一九一三年に出版されたグルベの тезис は、この判決に着想を得て、註釈学派の時代の通説的見解に異を唱え、⁽³³⁾ 一一六六条が前提とする「怠慢」と一一六七条が前提とする「詐害」の相違に鑑み、一一六六条の準用を否定した。不法行為を本質とする詐害が証明されたときは、もはや、一身専属権理論が保護しようとする債務者の精神的利益保護の必要性を語ることはできないという。ただし、詐害行為取消権の行使だけでは責任財産を回復できず、債権者代位権の行使が必要な場合については（例として、相続放棄を詐害行為として取り消しても、債権者代位権によって承認の効果を生じさせなければ、強制執行可能な状態が作れないことをあげている。⁽³⁴⁾）、一身専属権であることが詐害行為取消権自体の障害となると指摘している。

最後に指摘された点も、今日の学説に影響を与えた。⁽³⁵⁾ 詐害行為取消権が財産の譲渡行為ではなく選択的権利の行使を対象とする場合において、その権利が一身専属権であつて債権者の代位行使が許されないものであるときは、詐害行為取消権自体が利益を失うと解されている。具体例としては、精神的損害の賠償請求権や忘恩行為による贈与の撤回があげられる。後者の例では、債務者が忘恩行為による贈与の撤回権を放棄した場合に、この放棄の詐害行為取消が認められ、その放棄が債権者に対抗不能であると宣言されたとしても、それだけでは債権者に何らの利益ももたらさない。その後、債権者に忘恩行為による贈与の撤回権の代位行使が認められなければ、贈与の目的物に対する強制執行は可能とならず、責任財産保全の効果は生じない。しかし、この撤回権は、債務者の一身専属権であり、債権者の代位行使は許されない。そうなると、詐害行為取消権の行使も全く無駄だったことになる。詐害行為取消権から一身専属権を排除することを否定する見解は、一身専属権であるために詐害行為取消権を行使できない場合を完全に否定するものではなく、債権者代位権と詐害行為取消権の機能的連関をより慎重に分析した上で結論を導いていると評価できる。

ところで、ここで問題となる一身専属権は、狭義の一身専属権、すなわち、忘恩行為による贈与の撤回を求め権利や別産制請求権のような、債務者の資産としての財産的価値を有するものの、債務者の自由な意思に基づいて行使されるべき権利のみをいうのか、それとも、婚姻、養子縁組、認知のような、そもそも債務者の資産としての財産的価値を有しない「非財産的権利」をも含むのが問題となる。というのも、後者も含むことになる、一身専属権の取消を肯定することは、当然、「非財産的権利に関する行為」をも取り消すことができることを意味する。責任財産を構成しない権利に関する行為は詐害行為取消の対象とならないという基本理念、ひいては、責任財産保全の制度趣旨と抵触する恐れはないのか。

テレシムレールケットは、狭義の一身専属権の問題に限定して論じている。⁽³⁶⁾ マゾーも、「非財産的権利に関する行為」を詐害行為として取り消すことができないことは明白であり、一身専属権に関するすべての行為が同様に扱われなければならないと述べていることから、同様であろう。⁽³⁷⁾

これに対し、グルベは、そもそも「非財産的権利に関する行為」と狭義の一身専属権を区別しておらず、しかも、夫に先立たれた妻の再婚を詐害行為と取り消したベルギーの判決を紹介し、一見行きすぎに思えるこの判決の結論を支持していることからすると、婚姻のような「非財産的権利に関する行為」を含めた広義の一身専属権が詐害行為取消権の対象となると解しているといえよう。一身専属権の詐害行為取消を肯定するその他の論者も、一身専属権の内容を特に限定してはおらず、同様であるように思われる。責任財産を減少させない行為をも取り消すことになり、制度趣旨と抵触するのではないかとの疑問に対しては、取消の対象が「資産減少行為」に限られるという枠組みをもって応えることになろう。とはいえ、かかる見解によれば、「非財産的権利に関する行為」の枠組みと狭義の一身専属権概念が共に有していた、債務者の自己決定権や家族の安寧に対する配慮は、不法行為の本質を有する「詐害」の前には、考慮されないことになる。

3 小括

註釈学派の時代、債務者の個人的・精神的利益や家族の安寧に対する配慮から、債権者代位権の行使の対象を画する基準である一身専属権を、詐害行為取消権行使の対象となる法律行為を画する基準としても用いる見解が通説的地位を占めていた。ここでの一身専属権は、広義の一身専属権、すなわち、債務者の資産としての財産的

価値を有しない一身専属権である「非財産的権利」と、債務者の資産としての財産的価値を有するものの、債務者の自由な意思に基づいて行使されるべき権利である狭義の一身専属権の双方を含んでいた。それゆえ、この見解は、取消の範囲を画する基準として、「非財産的権利に関する行為」が取消の範囲に含まれないという枠組みと、狭義の一身専属権、すなわち、債務者の資産の財産的価値を有する一身専属権に関する行為が取消の範囲に含まれないという枠組みを有していた。

現代に至ると、註釈学派の時代の通説的見解を維持するものもあるものの、詐害行為取消権の前提としての「詐害」に対する非難の大きさから、債務者の個人的・精神的利益や家族の安寧に対する配慮よりも、債権者保護の必要性が重視されるようになり、一身専属権法理を詐害行為取消権に準用することを否定する見解が有力になった。その結果、狭義の一身専属権が取消の範囲に含まれないという枠組みも、「非財産的権利に関する行為」が取消の範囲に含まれないという枠組みも、いずれも否定する見解が有力になっている。他方で、一身専属権法理の準用を否定しながらも、「非財産的権利に関する行為」が取消の範囲に含まれないとする枠組みは維持する見解もある。この枠組みが責任財産保全制度の論理的帰結でもあるからである。

三 民法四二四條二項の趣旨

1 旧民法とボワソナード

ボワソナード草案は、三六〇条から三六四条において詐害行為取消権を規定し、それらがほぼ翻訳されただけで旧民法財産編三四〇条から三四四条に受け継がれている。⁽³⁹⁾修正されたのは、詐害行為取消権の消滅時効が草案三六四条では三〇年とされていたのが、旧民法財産編三四四条では二〇年に短縮された点のみである。これらの諸規定の中には、現行民法四二四條二項に対応する規定は存在しない。

取消の対象となる行為について、草案三六〇条一項は「債権者を詐害してなされた行為」と一般的に定め、同条二項が「債務者が積極財産を減少させ、または、消極財産を増加させたときに」取り消すことができる旨を定める。また、ボワソナードは、その註釈において、詐害行為は資産を減少させる行為でなければならず、単に資産を増加させない行為は含まないとして、註釈学派における議論を踏まえ、ローマ法の伝統を維持することを明らかにした。その上で、相続の効力が被相続人の死亡によって生じることから、相続放棄は資産を積極的に減少させる行為にあたり、取消の対象になり得ると説明する。⁽⁴⁰⁾さらに、取消の対象となる法律行為を限定する規定を置かなかつたにもかかわらず、いわば解釈によって、差し押さえることができないうるものを目的とする行為の取消を否定している。ボワソナードの立場は、責任財産の減少にかかわる行為のみが詐害行為取消の対象になるとの基本原理に基づき、「資産減少行為」でなければ取消の対象とならないとの枠組みを有していたといえる。

それでは、それ以上に、註釈学派において通説的地位を占めていた一身専属権は取消の対象とならないとの枠

組みは有していなかったのか。一身専属権 (les droits exclusivement réservés) の例外は、債権者代位権に関する草案三五九条には定められているものの、詐害行為取消権に関する諸草案の中にはみられない。註釈の中でも、一身専属権は、詐害行為取消権に関しては、債務者の資産を減少させず単に資産を増加させない行為が取消の対象とならないことの説明の中で言及されるにとどまる。すなわち、債務者が申し込まれた贈与を受諾しない場合は、詐害行為取消権の問題とはならず、債権者代位権の問題となると、贈与を受諾するか否かは債務者自身が決定すべき選択権の問題であり、一身専属権であるという。これらのことからすると、ボワソナードは、少なくとも明示的には、一身専属権を詐害行為取消の対象を画する枠組みとしてはいなかったといえよう。

2 現行民法起草者の立場

詐害行為に関する原案四一九条から四二二条の規定は、明治二八年一月二二日の第五八回法典調査会議および明治二八年二月一日の第五九回法典調査会議において審議された⁴⁾。原案四一九条は、旧民法財産編三四〇条および三四一条一項を合体させ、かつ、転得者も強制参加の対象とした。原案四二〇条は詐害意思にかかり、原案四二一条は取消の効果が総債権者の利益のために生じる旨の規定であり、原案四二二条は権利行使期間に関するものである。本稿とかわかるのは、原案四一九条である。

原案四一九条は、以下のよう⁵⁾に定める。

「債権者ハ債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知リテ為シタル法律行為ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ債務者ノ行為に因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ其転得者ニ対シテ之ヲ為ス但債務者及ヒ転讓者ヲ其

訴訟ニ参加セシムルコトヲ要ス」

この原案四一九条は、取消の対象を「債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知りテ為シタル法律行為」と一般的に定めるのみで、現行民法四二四条二項に相当する部分をもたない。当然、法典調査会議においても、その部分に関する議論はなされてない。法典調査会議で議論されたのは、ほとんど強制参加についてと債務者を共同被告にすべきかの点についてであった。⁽⁴⁾ 詐害行為取消の対象を限定すべきかについての議論はされていない。民法修正案理由書においても、この点にかかわる記述はない。⁽⁴⁾

現行四二四条二項の内容が提案・審議されたのは、明治二八年二月二六日の第九回民法整理会議においてであった。⁽⁴⁾ ここで提案された原案四二〇条は、現行四二四条と同様、第二項に「前項ノ規定ハ財産権ヲ目的トセサル法律行為ニハ之ヲ適用セス」と定めていた。穂積陳重委員は、第二項を追加した趣旨を次のように説明している。

「之ハモウ諸君モ御分リニ為ツテ居リマセウガ債権者ヲ害スルヤウナ法律行為ハ本條ニ依ツテ取消スコトガ出来ル、サウシマスルト隠居トカ婚姻トカ云フヤウナモノモ法律行為デアリマスナラバ債権者ヲ害スルコトヲ知ツテ隠居ヲシタ、サウスルト其隠居ヲ取消スコトガ出来ル債権者ノ迷惑ニ為ルト云フコトヲ知りナガラ婚姻ヲシタ、サウスルト其婚姻ヲ取消スコトガ出来ル斯ウ云フ事ニ為ツテハ困ル畢竟法律行為トシテ本條ノ適用ノアルモノハ財産権ノ方丈ケニ止マルモノデアリマスカラソレ故ニ如斯制限ヲ置ク必要ガ生ジマシタ此必要ハ既ニ親族法ニ是迄規定ヲ置キマシタ所カラ起ツタコトデ、ソレハ諸君ノ中カラモ御論ガアリ吾々カラモ述ベテ置キマシタガサウ云フ疑ヒハ向フデ唄ウヨリモ此廢罷訴権ノ所ニ断ハル方ガ宜シイト云フ考デアリマス」

同じく起草者の一人である梅謙二郎委員は、四二四条二項の趣旨について、その著作の中で次のように述べて

いる。⁽⁴⁵⁾

「本條ノ規定ハ素ト財産上債權者ヲ保護セント欲スルニ止マレルカ故ニ之ニ因リテ財産以外ノ事項ニ影響ヲ及ホスコトヲ許サス故ニ財産権ヲ目的トセサル法律行為即チ隠居、家督相続ノ承認等ニ在リテハ假令財産上ニ影響ヲ及ホシ而シテ債務者カ債權者ヲ害スルコトヲ知りテ之ヲ為スモ敢テ其隠居、承認等ヲ取消スコトヲ得ス（二項）但是等ノ場合ニ於テ債權者ヲ保護スヘキ規定ハ親族編及ヒ相続編ニ之ヲ設ケタリ（七六一、九八八、九八九、一〇四一乃至一〇五〇）」

どちらの説明も、同じ内容である。これらの説明によれば、四二四條二項が追加された理由は、隠居、婚姻、家督相続の承認といった身分行為についての債務者の私的自治への配慮と、関連する親族法の諸規定との体系的整合性への配慮に基づく。身分行為についての債務者の自己決定権等への配慮ということからすれば、「財産権ヲ目的トセサル法律行為」という言葉は、単に「非資産減少行為」を意味するものではなく、一身専属権の一種である「非財産的権利に関する行為（*les actes relatifs à des droits extrapatrimoniaux*）」の邦訳であると思われる。

他方、一身専属権全体を詐害行為取消の対象となる行為の範囲を画する基準として用いるという議論は見当たらない。そうすると、現行民法起草者の立場は、「非財産的権利に関する行為」のみを詐害行為取消の対象とする行為の範囲を画する枠組みとして有していたことができる。すなわち、一身専属権の中で、債務者の資産としての財産的価値を有しないが故に一身専属権とされる権利、すなわち、主として身分行為を取消の対象から排除する立場であった。これに対し、債務者の資産としての財産的価値を有するものの、それを行使するか否かを債務者自身が決すべき権利、すなわち、狭義の一身専属権については、詐害行為取消権の行使の対象となりうることになる。

「財産権ヲ目的トセサル法律行為」という言葉が、「非資産減少行為」とは異なり、なぜ債務者の自己決定権等の保護のニュアンスを有するのかといえ、それは、この言葉が一種の一身専属権を意味するからであるといえる。それでは、なぜ、四二三条一項但書きと同様に一身専属権の言葉を用いなかったのかといえ、その範囲が異なるからといえよう。

四 結びに代えて

本稿は、詐害行為取消の対象となる行為の範囲を画する基準について、フランス法が三つの考え方を提示してきたと分析した。第一は、註釈学派の通説的見解であり、一身専属権全体を取消の対象となる行為を画する枠組みとする見解である。この立場では、「非財産的権利に関する行為」と狭義の一身専属権の両方が対象から排除され、債務者の行為が責任財産の減少をもたらすか否かにかかわらず、債務者の自己決定権等が配慮される。第二は、「非財産的権利に関する行為」のみを枠組みとする見解である。この立場では、責任財産の減少を伴わない一身専属権のみが行使の対象から除かれ、責任財産の減少を生じない限りで、債務者の自己決定権等が配慮される。第三は、一身専属権を枠組みとしては用いず、「資産減少行為」を枠組みとする見解である。この立場では、債務者の自己決定権等は配慮されない。非難されるべき詐害行為を行った債務者の利益が、債権者保護の要請を凌駕するはずはないとの価値判断に基づく。そして、フランスの学説は、第一の立場から第三の立場へと移行しつつあるといえる。

本稿は、上記の分析を踏まえ、現行民法起草者の立場が右の第二の立場、すなわち、「非財産的権利に関する行為」を枠組みとする立場であると推測した。「財産権を目的としない法律行為」は、一種の一身専属権としての「非財産的権利に関する行為」を意味すると推測した。そうだとすると、わが国の民法学説が四二四条二項に債務者の自己決定権等を保護する意味を与えてきたことは、起草者意思に適うものと評価できよう。

もっとも、「非財産的権利に関する行為」の枠組みは、責任財産の減少を生じない限りで債務者の自己決定権等を配慮するものであり、責任財産の減少を伴う行為については、債務者の自己決定権等を配慮するものではない。四二四条二項が一身専属権の言葉を用いていないことから、四二三条一項但書きと同じ趣旨かは微妙であるとの指摘されてきたが、⁴⁶⁾両者は上記の点で異なることになる。

そうすると、責任財産を減少させると評価し得る離婚に伴う財産分与は、債務者の自己決定権や別れゆく家族の安寧を配慮すべき行為であるとしても、四二四条二項の「財産権を目的としない法律行為」には、本来含まれないことになろう。

本稿は、具体的な問題を解決することを直接目的とするものではない。しかし、一つの分析視角を提示できたのではないか。

残された課題は多い。本稿が推測した四二四条二項の立場は、フランスでは、いわば中間的な立場であり、学説の動向はなお流動的である。いかなる立場が望ましいのかを追求していかなければなるまい。また、「一身専属権」や「非財産的権利」という言葉の意味を、歴史的に掘り下げる必要もあるろう。一度は行き違いになりながら、思いがけず再び同僚となってくださった中舎寛樹先生のご指導を仰ぎつつ、さらに研究を進めていきたい。

- (1) たとえば、我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』（岩波書店、一九六四年）一七七頁、奥田昌道『債権総論「増補版」』（悠々社、一九九二年）二九一頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ「第三版」』（信山社、二〇〇五年）一一九頁、中田裕康『債権総論 新版』（岩波書店、二〇二二年）一三五頁など。
- (2) Fenet (P.-A.), *Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil*, tome 13, Paris, 1836, p. 239.
- (3) Fenet (P.-A.), *loc. cit.*
- (4) 民法二六〇条の元となった規定である。この点については星野栄一「遺産分割の協議と調停」『現代家族法大系五卷』（有斐閣、一九七九年）三四三頁。
- (5) Aubry (C.) et Rau (C.), *Cours de Droit Civil Français*, 4^e éd., tome 4, Paris, 1971, p. 131.
- (6) Demolombe (C.), *Cours de Code Napoléon*, tome XXV, *Traité des Contrats ou des obligations conventionnelles en général*, tome 2, Paris, 1869, n° 150-n° 169, p.154-p.163.
- (7) Demante (A.M.) et Colmet de Santerre (E.), *Cours analytique de Code Napoléon*, Tome 5, Paris, 1865, n° 81 bis, VIII, p. 124 et n° 82 bis, II, p. 128.
- (8) Mourlon (Fr.), *Répétition écrites sur le deuxième examen du Code Napoléon contenant l'exposé des principes généraux leur motifs et la solution des questions théoriques*, 6^e éd., Tome 2, Paris, 1863, n° 1185, p. 607.
- (9) Baudy-Lacantinerie (G.), *Précis de droit civil*, tome 2, 2^e éd., Paris, 1886, n° 923, p. 634.
- (10) Demolombe (C.), *op. cit.*, n° 56, p.56.
- (11) 松坂佐一「債権者代位権の研究」（有斐閣、一九五〇年）七二頁以下参照。

- (12) この点については、片山直也『詐害行為の基礎理論』（慶應義塾大学出版会、二〇一一年）四六九頁以下参照。
- (13) Demolombe (C.), *op. cit.*, n° 173, p.164
- (14) Laronbère (L.-V.-L.-J.), *Théorie et pratique des obligations, ou, Commentaire des titres III et IV, livre III du Code civil, articles 1101 à 1386, nouvelle ed.*, 1862, n° 12, p.222.
- (15) フランス民法旧七八八条。同条は、次のように規定していた。「第一項 債権者の権利を害して相続を放棄した者の債権者は、放棄した者に代わり、放棄した者の権利委譲によって、相続の承認を裁判上求めることができる。第二項 前項の場合、放棄は、債権者の利益のためのみ、債権額の限度において、無効とされ、放棄した相続人に利益を生じない。」同条は、二〇〇六年六月二三日の法律により、現行七七九条に改正された。現行七七九条は、次のように定める。「第一項 相続の承認を怠る者または債権者を害して相続を放棄した者の個人的債権者は、放棄した者に代わり、放棄した者の権利委譲によって、相続の承認を裁判上求めることができる。第二項 承認は、債権者の利益のためのみ、債権額の限度において、認められる。承認は、放棄した相続人にそれ以外の効果を生じない。」旧七八八条とは異なり、現行七七九条は、債権者代位権の特則としての側面と詐害行為取消権の特則としての側面併せ持つことを明確にした。フランスでは、わが国と異なり、相続放棄が詐害行為取消権の対象となるだけでなく、相続の承認も債権者代位権の対象となる。
- (16) Aubry (C.) et Rau (C.), *loc. cit.*
- (17) 「何人も債務を負う者は、現在および将来のすべての動産および不動産によって、責任を負う。」
- (18) 「債権者の財産は、その債権者の一般担保である。その代価は、債権者間に正当な優先原因がないかぎり、分担によって債権者間に分配される。」
- (19) Demolombe (C.), *op. cit.*, n° 167, p.162.

- ②③ Moulton (Fr.), *op. cit.*, n° 1178, p. 603; Marecadi (N.V.), *Explication théorique et pratique du Code Civil*, tome IV, 7^e éd., Paris, 1873, p. 427; Laroche (L.-V.-L.), *op. cit.*, n° 10, p. 219; Laurent (F.), *Principes de Droit Civil français*, tome 16, Bruxelles et Paris, 1878, n° 438, p. 503.
- ②④ Mazeaud (H.L. et J.) et Chabas (F.), *Leçons de Droit civil*, tome II, *Obligations: théorie générale*, 5^e éd., 1998, n° 983, p. 1057; Terré (F.), Simler (P.) et Lequette (Y.), *Droit civil, Les obligations*, 10^e éd., 2009, n° 1161, p. 1151.
- ②⑤ 岡本好太郎『*司法學*』, *Cours de droit civil positif français*, tome II, *Théorie générale des obligations*, 1939, n° 666, p. 420; Mazeaud, *op. cit.*, n° 963, p. 1043; Starck (B.), Roland (H.) et Boyer (L.), *Droit civil, Obligations 3. Régime général*, 4^e éd., 1992, n° 539, p. 306; Buffélan-Lanore (Y.) et Larribau-Terneyre (Y.), *Droit civil, Les obligations*, 13^e éd., 2012, n° 314, p. 112.
- ②⑥ Mazeaud, *op. cit.*, n° 963, p. 1043.
- ②⑦ Terré (F.), Simler (P.) et Lequette (Y.), *loc. cit.*
- ②⑧ 松阪佐一『*債権者取消権の研究*』(有斐閣、一九六二年)一〇五頁参照。
- ②⑨ Colin (A.) et Capitant (H.), *Droit civil français*, tome 2, 6^e éd., 1931, p. 55; Starck (B.), Roland (H.) et Boyer (L.), *op. cit.*, n° 582, p. 332; Flour (J.), Aubert (J.-L.) et Savaux (É.), *Droit civil, Les obligations, 3. Le rapport d'obligation*, 7^e éd., 2011, n° 86, p. 74; Malaurie (P.), Aynès (L.) et Stoffel-Munck (P.), *Droit civil, Les obligations*, 5^e éd., 2011, n° 1144, p. 638.
- ②⑩ Plantol (M.), *Traité élémentaire de Droit civil*, tome 2, 2^e éd., Paris, 1902, n° 302, p. 100.
- ②⑪ Colin (A.) et Capitant (H.), *Traité de droit civil français*, tome 2, 10^e éd., 1959, n° 1370, p. 777; Mazeaud, *op. cit.*, n° 983, p. 1057; Buffélan-Lanore (Y.) et Larribau-Terneyre (Y.), *op. cit.*, n° 340, p. 118; 松阪・前掲書注②一三頁好太郎の立場のみを紹介してゐる。
- ②⑫ Plantol (M.) et Ripert (G.), *Traité de droit civil français, tome 7, Les obligations*, 2^e éd. par Esmein (P.), Radouant (J.) et Gabolde (G.),

- 1954, n° 947, p. 275; Marty (G.), Raynaud (P.) et Jestaz (P.), *Droit civil, les obligations*, tome 2, *le régime*, 2^e éd., 1989, n° 174, p. 160; Starck (B.), Roland (H.) et Boyer (L.), *op. cit.*, n° 596, p. 338; François (J.), *traité de droit civil, tome 4, Les obligations Régime général*, 2^e éd., 2011, n° 310, p. 330; Grouber (A.), *L'action paulienne en droit civil français contemporain*, thèse Paris, 1913, n° 85, p. 156.
- (30) Civ. 1, 19 avr. 1988, *Bull. civ.*, I, n° 101.
- (31) Grouber (A.), *op. cit.*, n° 88, p. 163.
- (32) Civ., 29 juill. 1902, DP 1903, I, p. 383.
- (33) Grouber (A.), *loc. cit.*
- (34) この問題を解決するために、フランス民法旧七八八条は、現行七七九条に改正された。同条については、注⑮参照。
- (35) Plantol (M.) et Ripert (G.), *op. cit.*, n° 945, p. 274; Terré (F.), Simler (P.) et Lequette (Y.), *op. cit.*, n° 1162, p. 1152; François (J.), *loc. cit.*
- (36) Terré (F.), Simler (P.) et Lequette (Y.), *op. cit.*, n° 1162, p. 1151.
- (37) Mazeaud, *op. cit.*, n° 983, p. 1057.
- (38) Bruxelles, 11 janv. 1837 (未見)。債務者たる妻と最初の夫との婚姻契約は、夫が死んだときに、妻が残された財産についての用益権を享受できると定めていた。最初の夫が死んで妻が取得した用益権をその債権者が差し押さえようとしたので、妻は、この差押えを免れるために、七二歳で再婚した。最初の婚姻契約では、再婚によって用益権は消滅すると定められていたからである。グルベは、詐害行為取消権の効果論の視点からみると、この判決を肯定的に評価できるとする。詐害行為取消権の効果に関するフランスの対抗不能理論は、わが国の相対的取消論同様、取消債権者と被告たる受益者間でのみ取消の効果を認める。婚姻を取り消しても、債務者との関係でも第三者との関係でも婚姻が取消されたことになるわけではない。それゆえ、当事者の意思を尊重すべきはもとより、公共の利益ともかかわる婚姻といえども、取消が許されると述べている。Grouber (A.), *op. cit.*, n° 91, p. 167.

- (39) ボワソナード草案と旧民法の内容について、および、現行民法の起草過程については、佐藤岩昭「2 民法四二四条～四二六条（債権者取消権）」弘中俊雄・星野栄一編『民法典の百年Ⅲ個別的觀察（2）債権編』（有斐閣、一九九八年）五七頁以下。
- (40) Boissonade (G.), *Projet de Code Civil pour L'empire du Japon accompagn  d'un commentaire*, tome 2, 2^e  d., Tokyo, 1883, n^o 158, p.166.
- (41) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書3 法典調査会民法議事速記録二（第五六回―第八四回）』（商事法務研究会、一九八四年）一〇一頁以下。
- (42) この点については、工藤祐巖「詐害行為取消による債務者の責任財産回復の法的構成」川井健先生傘寿記念論文集『取引法の変容と新たな展開』四二二頁以下（日本評論社、二〇〇七年）。
- (43) 民法修正案理由書「第三編債権」三五三頁（四二三条）。
- (44) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書14 法典調査会民法整理会議議事速記録』（商事法務研究会、一九八八年）二四三頁。なお、大島俊之『債権者取消権の研究』（大阪府立大学経済学部、一九八六年）三五頁注(3)は、「整理会の段階で民法四二四条二項が付加されたのではないかと推測している」としていた。推測通りであった。
- (45) 梅謙次郎『民法要義巻之三債権編（復刻版）』（有斐閣、一九八四年）八七頁。
- (46) 平野裕之『債権総論【第二版補正版】』（信山社、一九九六年）三一五頁。

〔本稿は、(財)全国銀行学術研究財団二〇一一年度の研究助成の成果の一部である。〕